

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 川口 延良				
年月日	令和5年9月12日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団会費（年会費）			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	全て政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 奈良県内の問題を提議し、問題点に取り組む  ◆本会の活動頻度 年に数回の会合  ◆参加者の状況 地方議員  奈良県における諸問題の把握に努め、議員活動に努めている。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000	30,000 円	33
	合計	30,000 円		
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## 奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- |       |    |        |     |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名  |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事  | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 |        |     |

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- |          |     |            |       |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員  | 1万5千円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
議員名 川口 延良				
年 月 日	令和5年3月31日			
年会費名	森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議 令和5年度年会費			
相手方	森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	100%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 森林・林業・林産業活性化について市町村への議連結成に向けた働きかけを行う</p> <p>◆本会の活動頻度 必要に応じて総会等を開催</p> <p>◆効果 林産業等の活性化を推進</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2,110 円		77
	合計	2,110 円		
備考	添付資料：森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

# 森林・林業・林産業活性化促進 奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 この議員連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟（略称：森林連盟）（以下「連盟」という。）と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、前条の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 連盟は、第2条の目的に賛同する奈良県議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 連盟に会長のほか、次の役員を置くことができる。

- (1) 副会長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 幹事 数名
- (4) 監査 1名

2 前項の役員は、会員の中から互選する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(総会)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

(議事の決定)

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

(経費及び会費)

第10条 連盟の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第11条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第12条 本規約に定めのない事項は、役員会において、協議の上定める。

附 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月22日から施行する。

政務活動費備品台帳(令和5年度)

議員名: 川口 延良

番号	名称	規格・機種	数量	取得			処分			保管場所	備考 (購入先)
				単価 (単位:円)	取得金額 (単位:円)	年月日	価格	処分の内容	年月日		
1	パソコン	lenovo 82H803GJJP	1	140,618	140,618	令和5年6月15日				政務活動事務所	ヤマダデンキ
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
令和5年度計				1	140,618	140,618					

- 注
- 1 1件の取得価格が3万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。
  - 2 年度ごとに集計し、政務活動収支報告書とともに議長へ提出することとする。
  - 3 購入単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)
  - 4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
  - 5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
  - 6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。